

届出制手数料届出書

① 令和6年10月15日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしがいしゃ にぎた にぎた としあき

②届出者氏名：株式会社 NIGITA 代表取締役 饒田 俊明

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

	14-ユ-302315
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしがいしゃ にぎた 株式会社 NIGITA
(ふりがな) ⑤所在地	〒 2 5 2 - 0 3 2 4 電話：046 (257) 6868
	かながわけんさがみはらしみなみくそうぶだい 神奈川県相模原市南区相武台一丁目19番10号
⑥適用開始・変更予定日	令和7年1月1日
⑦届出・変更届出内容	添付の手数料表のとおり
⑧備考	株式会社 NIGITA 総務部 総務課長兼人事課長 浦野 理 TEL：046-257-6868

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人受理時の事務手数料	0 円
<p style="text-align: center;">【職業紹介サービス】</p> 求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス	<p style="text-align: center;"><u>成功報酬</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 期間の定めのない雇用契約に紹介の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の（内定書や労働条件通知書等に記載されている額） <u>35%</u> ■ 期間の定めのある雇用契約書の契約の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金の（内定書や労働条件通知書等に記載されている額） <u>35%</u> <p style="text-align: center;">※手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p style="text-align: center;">【就職紹介の付加サービス】</p> 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス	<p style="text-align: center;"><u>成功報酬</u></p> 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の（内定書や労働条件通知書等に記載されている額） <u>35%</u> ※手数料負担者は 求人者 とします。
<p style="text-align: center;">【サーチ / スカウトサービス】</p> 特定の条件による特別の求職者の開拓、そのための調査・探索	着手金： 100,000 円 活動 1 日あたり：30,000 円 <p style="text-align: center;"><u>成功報酬</u></p> 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の（内定書や労働条件通知書等に記載されている額） <u>35%</u> ※手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号：14-ユ-302315

株式会社 NIGITA

神奈川県相模原市南区相武台一丁目 19 番 10 号